

意見書案第1号

公立・公的病院の再編統合計画に関する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

2020年3月9日

東近江市議会議長

西崎 彰 様

提出者

東近江市議会議員 廣 田 耕 康

賛同者

東近江市議会議員 井 上 均

東近江市議会議員 山 中 一 志

公立・公的病院の再編統合計画に関する意見書（案）

厚生労働省は昨年9月26日、市町村の公立病院と日本赤十字などの公的病院の424病院について「再編統合について特に議論が必要だ」とする分析をまとめ病院名を公表した。重症者に対応する「高度急性期」病棟などがある全国1455病院を分析し、がん治療や救急医療の実績が少なかったり、車で20分以内に似た診療実績のある別施設が存在したりする病院などをリストアップしたものである。この中には滋賀県内の5病院も対象とされ、東近江市立能登川病院も含まれている。

診療実績は、地域の人口や年齢構成、その病院の置かれている地方の特性を抜きに画一的に論じられるものではない。診療のニーズがあっても、医師が確保できず、患者を受け入れられない事情もあるからである。地域の実情なども考慮もなされずに、車の移動時間を尺度にするのも不適切である。このような基準で公立・公的病院の再編統合を進めれば、いまでも医療提供体制が十分整っていない現状におかれている地域医療の疲弊に一層拍車をかけることは必至である。

全国知事会など地方3団体は「地域住民の不信を招いている」とする意見書を出した。厚労省が開始した各地の説明会でも、病院側などから「病床削減すれば住民にとって医療サービスが落ちることになる」、「地方創生に相反する」という声が相次いでいる。

厚労省は「機械的な対応はしない」、「強制はしない」と繰り返しているが、公表した病院名リストの撤回を求める声には、応じようとしていない。対象病院の再編統合についての議論を本格化させ、今年9月までに結論を求める方針も変えていない。

住民や医療現場、地方自治体の声を置き去りにして、公立・公的病院の再編統合を無理に進めることに、道理はない。

よって国におかれては、再編整備の対象として名指しした病院名の公表を撤回するとともに、患者、住民、医療現場をはじめ地域の実情を踏まえた公的医療供給体制のあり方について検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年3月 日

東近江市議会議長 西 崎 彰

内閣総理大臣
厚生労働大臣